Q＆A　要点　贈与税

二つの課税制度と その実践対応に向けて

―相続税との一体的課税制度（令和６年施行）―

税理士　塩野入　文雄【著】

法令出版

はしがき

令和５年度税制改正において、相続税制に係る「資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築」（資産の次世代（若年層）への早期移転の促進）に関する改正が一歩進められました。

具体的には、相続時精算課税制度に係る基礎控除110万円の導入や暦年課税制度に係る生前贈与財産の相続税の課税価格への加算期間が相続開始前３年以内から７年以内に延長されるなどの措置が講じられ、令和６年１月から施行されます。

本書は、これらの新たな措置が講じられた贈与税の二つの課税制度とともに、生前贈与財産の相続税の課税価格への加算に関する取扱いを中心とした解説を行っています。

なお、令和５年度税制改正による相続税制（贈与税）の改正は、資産継承（承継）対策の基本的な枠組みに変更が必要になるような影響を及ぼすものではありません。しかしながら、生前贈与に関して、その企画・立案及び実行に関する幅が改正前に比べて広くなったことから、贈与税の二つの課税制度の相違点を踏まえ、それぞれの事案における個別具体的な状況・事情等に応じ、長期的かつ綜合的な視点に立った柔軟な見極めを行うことが、従前にも増して重要になってきています。

また、相続税の課税方式をはじめとした相続税・贈与税の課税のあり方は、中期的な検討課題として引き続き検討されることになっています。このため、今後とも、相続税制をはじめとした社会経済情勢の変化に応じて講じられる様々な制度変更などの動向を注視していくことが肝要です。

このような状況の下、贈与及び贈与税、そして、相続及び相続税に関する検討等を行う際に、本書が少しでも読者諸賢のお役に立つことを願っております。

なお、本書の発刊に当たって、税理士 佐々木 あゆみ氏に根拠条文の確認や校正等に携わって頂きました。ここに、お名前を記して感謝を申し上げます。

令和５年11月

塩野入　文雄

〈本書の構成〉 次表のとおりです。

項　目	内　容　等
Ⅰ　概説（導入）	贈与税の課税場面などについて、導入事項として取りまとめています。
Ⅱ　二つの課税制度（暦年課税制度・相続時精算課税制度）	暦年課税制度と相続時精算課税制度それぞれについて、その具体的な取扱いを解説しています。
Ⅲ　相続税の課税課価格への加算	贈与税の二つの課税制度に応じた生前贈与財産の相続税の課税課価格への加算に関する取扱いを解説しています。
Ⅳ　実践に向けて	贈与に関する資産継承（承継）対策における視点や法務との接点（交錯場面）について解説しています。
Ⅴ　関係資料	税制改正の沿革や計数関係の資料などを取りまとめています。

〈凡例等〉

1．本書における税法等の「略称」は、一般的に使用されている表記によっています（引用している法令などに付した下線やゴシック体などの表記は、筆者が付したものです）。

2．本書の記述は、令和５年11月21日現在公表されている令和６年１月１日に施行される相続税法等に基づいています。ただし、令和５年11月21日現在、令和６年施行に関する相続税法基本通達などの改正が公表されていません。

　このため、同日時点の公表通達文に、「相続開始前３年以内」を「相続開始前年７年以内」にするなど、一部、筆者による表示替えを行っている点にご注意ください。

目　次

Ⅰ　概説（導入） ―― 1

Q1　贈与税の課税場面 …… 4
Q2　贈与税の意義（課税根拠） …… 14
Q3　贈与税の課税体系（全体像） …… 25
Q4　贈与税の関係条文（規定構成） …… 39

Ⅱ　二つの課税制度（暦年課税制度・相続時精算課税制度） ―― 53

第１　概　括（二つの課税制度の取扱い） …… 55
Q5　制度の比較 …… 55

第２　暦年課税制度 …… 59
1　概　要 …… 59
Q6　基本的事項 …… 59
2　特例税率（特例贈与財産） …… 63
Q7　適用要件 …… 63
Q8　「直系尊属」の意義 …… 66
Q9　添付書類 …… 69

第３　相続時精算課税制度 …… 70
1　概　要 …… 70
Q10　基本的事項 …… 70
Q11　税務上の効果 …… 75

■2　適用要件……84
Q12　基本的事項……84
Q13　当事者要件……86
Q14　年の途中で養子になった者……91
Q15　養子の離縁……95
Q16　制限納税義務者への適用の可否……97

■3　選択・申告手続……100
Q17　概　要……100
Q18　最初の年における110万円以下の贈与への選択（適用）……104
Q19　相続開始年における贈与への初回選択（適用）手続……109
Q20　受贈者が選択届出書の提出前に亡くなった場合……113
Q21　相続時精算課税に係る納税の権利・義務の承継……116

■4　精算課税基礎控除・特別控除……120
Q22　精算課税基礎控除の適用……120
Q23　按分計算が必要な理由……127
Q24　１の年に二つの課税制度適用の贈与があった場合……132
Q25　特別控除の適用（ケース別）……138
Q26　期限後申告・修正申告における処理（特別控除・税率20％の適用の可否）……143

■5　個別的事項……147
Q27　相続税の課税が見込まれないケースへの相続時精算課税制度の選択（適用）……147
Q28　相続時精算課税制度に係る贈与税の還付手続……149

Ⅲ　相続税の課税価格への加算——153

第１　概括—加算処理の概要—……155
■1　概　要……155
Q29　二つの課税制度における加算処理の比較（全体像）……155
Q30　加算の必要性……159
■2　基本的事項……163
Q31　相続等による財産取得の有無と贈与加算……163
Q32　生前贈与財産に係るみなし規定の確認（検討）……166
Q33　制限納税義務者が贈与を受けた国外財産の加算の要否……176

第２　暦年課税制度に係る加算……178
■1　概　要……178
Q34　基本的な取扱い……178
Q35　令和５年度税制改正による加算期間の延長……182
Q36　基礎控除以下の贈与……192
■2　総額100万円控除（加算不要）……195
Q37　取扱いの内容……195
■3　配偶者控除関係……198
Q38　加算の要否……198
Q39　店舗併用住宅などに関する配偶者控除の緩和措置の適用と相続税における処理……205
Q40　２回以上の贈与に伴う配偶者控除超過額の判定（相続開始前７年以内の判定）……211

第３　相続時精算課税制度に係る加算……213
■1　概　要……213
Q41　基本的な取扱い……213
■2　二つの加算規定……217

Q42　相続等により財産を取得した場合の加算 …… 217
Q43　相続等により財産を取得しなかった場合の加算 …… 220

第４　相続開始年における贈与…… 224
Q44　概　略 …… 224
Q45　暦年課税制度関係 …… 226
Q46　相続時精算課税関係（その１）―相続開始年における贈与への選択― …… 231
Q47　相続時精算課税関係（その２）―既適用者に関する相続開始年における贈与― …… 235
Q48　相続税法 32 条（更正の請求の特則）との関係 …… 238

第５　価額固定効果…… 241
Q49　加算額（贈与時の価額） …… 241
Q50　加算額の再計算（相続時精算課税制度） …… 247

第６　その他…… 252
Q51　贈与税額控除 …… 252
Q52　贈与加算と債務控除（相続税） …… 259
Q53　過去の贈与税に関する申告誤り …… 265
Q54　遺留分侵害額の請求を受けた場合 …… 267
Q55　延滞税の特則 …… 271
Q56　贈与税の申告内容の開示請求制度 …… 275

Ⅳ　実践に向けて ―― 285

第１　総　論…… 287
Q57　基本的な視点（着眼） …… 287
Q58　試算における具体的なフレーム …… 290

Q59　精算課税基礎控除の効用 …… 296

第２　試算方法等…… 298
Q60　暦年課税制度の試算 …… 298
Q61　相続時精算課税制度の試算 …… 300
Q62　加算期間の整理 …… 303
Q63　加算対象となった贈与財産と各種特例等の適用関係 … 305

第３　法務（相続法）との交錯…… 313
Q64　遺留分・特別受益との関係 …… 313
Q65　対象となる贈与の時期に関する法務と税務の対比 …… 318
Q66　設例による両者の相違点の検討 …… 320

Ⅴ　関係資料 ―― 327

資料１　相続税と贈与税の沿革（主要事項）…… 328
資料２　相続税における贈与加算の沿革…… 329
資料２（附）　贈与税の累積課税制度…… 330
資料３　贈与税の課税状況…… 332
資料４　相続税の申告における贈与加算の状況…… 334
資料５　相続税の還付申告の状況…… 336
資料６　贈与税の基礎控除・税率の推移…… 337
資料７　平成13年度及び平成25年度税制改正時の考え方…… 338
資料８　贈与税の各種特例と年齢要件…… 340
資料９　贈与税（相続税）における納税義務者の態様（区分）と課税範囲…… 343
資料 10　「特定贈与財産」（配偶者控除）に関する税制改正の経緯…… 346

資料11　平成25年12月の「資産課税課情報」（生活費・教育費関係のQ＆A）…… 347
資料12　相続税関連の指標等…… 351
資料13　相続税の課税方式を巡る議論に関連して（昭和32年12月政府税制調査会答申）…… 356
資料14　税務署における申告書などの閲覧等…… 359
資料15　遺留分に関する民法の特例…… 361

○　索引…… 363

Ⅰ　概　説（導入）

◇本項の構成◇

令和５年度税制改正により「資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築」（資産の次世代（若年層）への早期移転の促進）※に関する相続税制の改正が行われました。具体的な改正事項として、相続時精算課税に係る基礎控除の創設など、一定の範囲において相続税と贈与税の一体的課税制度の構築が一歩進められました。

※　通例、相続税よりも税負担が高くなる生前贈与による資産の移転に係る贈与税の負担と相続開始に伴う相続による資産の移転に係る相続税の負担の差を可能な限り小さくする税制を指しています。

以下、本書において、同税制を「**相続税・贈与税の一体的課税制度**」、又は単に「**一体的課税制度**」といいます。

この税制改正に対応して、本項「Ⅰ」では、後述する「Ⅱ　二つの課税制度（暦年課税制度・相続時精算課税制度）」及び「Ⅲ　相続税の課税価格への加算」において個別具体的に触れる贈与税の❶暦年課税制度と❷相続時精算課税制度に関する導入事項として、贈与税の課税制度に関する全体的な概説を行っています。

無論、贈与税の課税関係は、相続税法９条に基づく「その他の経済的利益の享受」に関するみなし贈与課税の問題など、数多くの個別的な様々な検討課題がありますが、本書では、そのような個別的な論点には触れずに、贈与税の二つの課税制度に焦点を当てた整理等を行っています。

さらに、贈与税に関する税務処理は、贈与税の問題だけで完結しない場合があります。すなわち、その贈与者が亡くなったことに伴って生じてくる相続税の課税問題との関係があり、この点も、贈与及び贈与税に関する重要な検討課題となっていることは改めて申し上げるまでもありません。

令和５年度税制改正による相続税制の改正は、相続税と贈与税との一体的な関係が従来よりも強くなってきたことから、本書においても、後掲「Ⅳ　実践に向けて」として個別の項を設け、一体的課税制度を踏まえた実践的対応に向けた基本的な整理等を行っています。

以上のような問題意識による整理等の前提として、本項「Ⅰ」では贈与税そのものの全体像、意義、所得税との関係などについて、次の四つの項目によって解説しています。また、令和５年度税制改正における一体的課税制度関係の改正のあらましを取りまとめています。

1　贈与税の課税場面…Ｑ１
2　贈与税の意義（課税根拠）…Ｑ２
3　贈与税の課税体系（全体像）…Ｑ３
4　贈与税の関係条文（規定構成）…Ｑ４

【令和５年度税制改正のあらまし（相続税・贈与税の一体的課税制度の構築関係）】

なお、例えば、Ｑ１では、個人が受ける贈与について、やや観念的な解説になりますが、条文の位置づけなどの点に言及しています。その理由は、令和５年度税制改正に向けた政府税制調査会などにおける議論の結果、相続税の課税方式を巡る論点とともに、中期的な検討課題として残された相続税と贈与税の課税のあり方に通じる検討課題であるという問題意識によるものです。もとより、相続税の課税に関しても所得税の課税と密接な関係があり、「贈与」という切り口によって両者の条文構成に言及しています。

また、Ｑ２では、贈与税の課税には、通例、親族間における贈与が課税対象になっていますが、税制としては、第三者間における贈与も贈与税の課税対象になり得る点について触れています。

Question1　贈与税の課税場面

贈与税は、どのような場合に課税されるのですか？

【要点】

(a)　相続税法における贈与（税）の位置づけ（所得税・法人税との関係）
(b)　その当事者（贈与者・受贈者）が「個人」であること（個人間における贈与であること）
(c)　財産の意義
(d)　「みなし贈与」規定

Answer

(1)　贈与税は、個人から個人に対する財産の贈与について、その贈与を受けた個人（受贈者）に対して年分課税方式によって課される税金（国税）です。
(2)　さらに、財産の低額譲受け・債務免除など「みなし贈与」に対しても課されます。

＊本問解説の構成

項　　目　　（頁）
1　個人に係る贈与に関する課税関係　（次頁）
(1)　個人に対する課税　（次頁）
(2)　条文の確認　（6）
2　「財産」の意義　（10）
(1)　経済的価値のあるすべてのもの（10）
(2)　価額算定　（10）
3　みなし規定　（11）
(1)　みなし贈与　（11）
(2)　みなし相続・遺贈　（12）

Explanation

1　個人に係る贈与に関する課税関係

(1)　個人に対する課税

贈与税は、個人が他の個人から財産の贈与を受けた場合（贈与を受けたとみなされる場合を含みます）、その個人（受贈者）を贈与税の納税義務者として課税される税金です。

具体的な課税対象は、その個人に係る贈与税の納税義務者としての態様（区分）に応じ、課税対象となる贈与財産の範囲が異なってきますが（その財産の所在が国内・国外財産ともに課税されるケース（全世界財産課税）と国内財産のみが課税されるケースの二つのパターンがあります）、その全体像は、資料９ 343頁のとおりです。

具体的には、その受贈者について、㋑無制限納税義務者（居住・非居住）、あるいは㋺制限納税義務者（居住・非居住）としての贈与税に係る納税義務者の態様（区分）に応じ、その課税財産の範囲が画されています。すなわち、その贈与税の課税時期（財産の取得時期）において、受贈者が㋑無制限納税義務者に該当すれば、国内及び国外財産がその課税対象になり（全世界財産課税）、㋺制限納税義務者に該当するのであれば、国内財産のみが課税対象になります[注1・2]。

一方、個人が、法人から財産の贈与を受けた場合は贈与税の課税対象とならずに、所得税（一時所得など）の課税対象になります[注3]。

㊟1　例えば、土地の時効取得（時効の援用）については、旧所有者が個人であっても、その取得原因が民法の時効を原因としているので贈与とは異なることから、所得税の「一時所得」に該当します（国税庁HPタックスアンサー「No.1493　土地等の財産を時効の援用により取得したとき」参照）。